

令和 5 年度 消費生活相談員等スキルアップ研修実施要領

1 目的

消費者安全法の改正により、消費生活相談員の職が法定化されるとともに、その要件として、「消費生活相談員資格試験」に合格することが必要となったことから、この試験対策の研修を開催することにより、市町村で消費生活相談等の業務に従事する者等の資格取得や相談対応等に必要な知識の習得を促進し、道内の消費生活相談体制の維持向上等の地域力の強化を図る。

2 対象

- (1) 市町村の消費生活相談員等（市町村が相談業務等を受託している団体の職員を含む。）
- (2) 市町村の消費者行政担当職員
- (3) 地域消費者被害防止ネットワークの構成団体の役員や事務局職員等
- (4) 上記のほか消費生活相談員資格試験の受験を予定している者

＊参加希望者が多数の場合は、上記(1)に該当する者から順に参加を決定する。

3 実施日、実施場所及び定員

回 数	実 施 日	実 施 場 所	定 員
第 1 回	R5 年 7 月 29 日（土） ～7 月 30 日（日）	Zoom によるオンライン研修	40 名 程度
第 2 回	R5 年 8 月 5 日（土） ～8 月 6 日（日）	北農健保会館 3 階 芭蕉/大会議室 （札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1-4）	40 名 程度
第 3 回	R5 年 8 月 26 日（土） ～8 月 27 日（日）	北農健保会館 3 階 芭蕉 （札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 1-4） Zoom によるオンライン研修	40 名 程度

オンライン研修（7 月 29 日 7 月 30 日 8 月 27 日）は、Zoom を利用する。

（録画による後日の配信等はせず、当日のみの講座とする）

（研修資料は、メールに添付して配布する）

4 研修内容

- (1) 消費生活相談員資格試験合格に必要な知識に関する講義

「登録試験機関の消費生活相談員資格試験の試験業務に関するガイドライン」
（平成 27 年 3 月 27 日消費者庁制定）を踏まえた内容とする。

- (2) (1)の講義内容を踏まえた、テーマごとの模擬テスト及び過去問の解答解説
- (3) 論文試験対策に関する講義

5 研修日程等

別添のとおり

1 日だけの参加もできる。

6 参加費

無料（交通費等の参加に必要な経費は参加者負担）

7 参加申込・問合せ

別添「参加申込書」に必要事項を記載の上、次の締切日（必着）までに、FAX又はメールでお申込みください。

（公社）全国消費生活相談員協会北海道支部あて申込み

＜申込締切日＞

- ・第1回：7月18日（火）
- ・第2回：7月25日（火）
- ・第3回：8月15日（火）

＜申込・問合せ先＞

（公社）全国消費生活相談員協会 北海道支部

FAX：011-622-2725

Email: hokkaidoshibu@zenso.or.jp

（問合せは、上記 FAX 又は Email に連絡先電話番号を明記の上、連絡する。
折り返し、（公社）全国消費生活相談員協会北海道支部から電話連絡する。）

8 参加決定

参加申込書に記載された FAX 番号へ「参加決定通知」を送信する。

また、メールでお申込みの方には、メールで返信する。

9 個人情報の取り扱い

（公社）全国消費生活相談員協会の「個人情報保護の基本方針」により厳重に取り扱う。

10 参加者アンケート

研修終了後、参加者へアンケート調査（無記名式）を実施する。

11 本事業は、北海道が主催し、運営を（公社）全国消費生活相談員協会が実施する。

12 新型コロナウイルス感染防止対策について

国や北海道の感染防止対策指針に従い、対応する。

やむをえず研修を中止する場合には、速やかに参加者に連絡する。